

医療法人博愛会 医学生奨学金貸与制度 Q&A(よくある質問集)

①修学資金選考に係るQ&A

Q:所得制限はありますか？

A:家族の収入等による所得制限はありません。

Q:応募の条件として、学年は関係ありますか？

A:応募は、次年度4月1日時点で5年次・6年次になる医学生が対象です。

Q:連帯保証人の条件はありますか？

A:具体的な収入等の条件は設けておりませんが、20歳以上の者で独立した生計を営む者として下さい。支払能力があり、十分な保証が可能である者とします。

→医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程 第5条を参照

Q:他の奨学金の貸与を受けている(または受ける予定がある)が、応募は可能でしょうか。

A:卒業後の医師としての就業先を制限する要件のある奨学金・貸付金(返還免除条件として定める場合も含む。)でなければ、貸与を受けていても(又は受ける予定であっても)申し込むことができます。(日本学生支援機構の奨学金など)

→医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程 第2条を参照

Q:新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大学が閉鎖されており、在学証明書の発行ができないのですが、どうしたらよいでしょうか。

A:まずは郵送での発行をお願いしてみてください。それでも難しい場合は、ご相談ください。

Q:連帯保証人に記入してもらわなければならない書類はありますか？

A:(第1号様式)奨学金貸付申請書兼誓約書の裏面をご記入いただく必要があります。記入例を参照し、連帯保証人本人が必ず記入してください。

Q:新型コロナウイルス感染症の状況により、面接がオンライン開催となる場合はどのような準備をすればよいでしょうか？

A:オンライン開催となった場合は、Zoomを使うことを想定しております。PCやタブレット端末、カメラ、マイクの用意及びZoomのダウンロードをしていただきます。

なお、その場合、面接審査前日までに接続テストを行う予定です。

Q:書類審査で不承認となるケースはありますか？

A:応募人数が多い場合は、書類審査にて不承認とさせていただきます。

Q: 将来専攻する診療科は自分で決めることができますか？(制限はないか？)

A: 専攻する診療科はご自分で決めていただきます。

②貸与中に係るQ&A

Q: 医学部を卒業する前に途中で借入れを辞退することは可能でしょうか？

A: 貸与期間として、貸付決定時に卒業年まで貸し付けることにしていますが、貸与の必要がなくなった場合等辞退することは可能です。辞退した場合には、貸付の決定を取り消すことになるため、既に貸し付けた金額を一括で全額返済いただきます。(3ヶ月以内)

→医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程 第7条及び第12条を参照

Q: 貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？

A: 貸与期間中においては、届出事項等に変更があった場合に、届出が必要となります。また、貸与期間終了後には、借用書の提出、償還猶予申請等手続きが必要となります。必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。また、貸与期間中及び償還猶予期間中には、年に1回面談を行います。

→医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程 第8条、第10条、第13条を参照

③貸与終了後に係るQ&A

Q: 医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに貸与した資金の返還を求められますか？

A: 直ちに資金の返還を求められることはありませんが、償還猶予申請の手続きを提出していただく必要があります。

→医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程 第10条第2項を参照

Q: 償還免除の条件が整った際に、所得税は発生しますか？

A: 所得税は発生しません。(平成28年度税制改正により、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となりました。)

Q: 償還返還免除を受けるための勤務期間が終了した場合には、あと、自動的に償還免除になりますか？

A: (第5号様式) 医療法人博愛会 医学生奨学金償還債務免除通知書の送付を以て償還免除となります。

→医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程 第9条を参照

上記 Q&A 以外にもご質問等があれば、お気軽にお問い合わせ下さい。